

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 優良図書の推奨

○ 有害図書の指定

○ 有害がん具の指定の取消し

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○ 海岸保全区域の指定

○ 港湾隣接地域の指定

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○ 土地改良事業換地計画の縦覧（農業協同組合等）

○ 公共測量の終了

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙管理委員会

子ども家庭課

〃

〃 治山課

〃

〃 港湾課

〃

〃 耕地課

〃

〃 監理課

〃

〃 建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

選挙管理委員会

目次

担当課（室）

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

## ◎岡山県告示第三十一号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	ねみちやんのチョッキ	なかえ よしを 上野 紀子	絵 アマンダ・ゴーマン	ポプラ社	幼 児
2	いつかきつと	クリスチヤン・ロビンソン さくま ゆみこ	絵 訳	あすなろ書房	小学生（低）
3	トットちゃんの15つぶのだいず	黒柳 徹子 柏葉 幸子 松本 春野	原文 文 絵	講 談 社	”
4	ねえ、しってる？	かさい しんぺい いせ ひでこ	作 絵	岩 崎 書 店	”
5	「はい」「いいえ」ぼうこく	浜田 桂子	作	理 論 社	”
6	ラーメンがすぎすぎで	サトジン	作	G a k k e n	小学生（中）
7	あたたかな風になる	田中 六太 森本 林 葉 祥明	絵 詩 絵	銀 の 鈴 社	小学生（高）
8	すてきで偉大な女性たちが地球を守った	ケイト・パソクハースト 橋本 あゆみ	作 訳	化 学 同 人	”
9	10代から身につけたい「伝える力」	池上 彰 くりた ゆき	著 訳	P H P 研 究 所	中 学 生

令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

◎岡山県告示第三十二号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行等	書店
1	雑誌	週刊アサヒ芸能 1. 18特大号	徳間書店	
2	〃	週刊大衆 1月22日号	双葉社	
3	〃	週刊実話 1月25日号	日本ジャーナル出版	
4	〃	実話ローレンス 1月号	辰巳出版	
5	〃	絶対恋愛Sweet 2024年1月号	笠倉出版社	

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

## ◎岡山県告示第三十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十五条第五項において準用する同条例第十条第七項の規定により、青少年の健全な育成を害するものとして指定した次のがん具の指定を取り消した。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	品名	構造	製作所等	指定年月日
1	ダーツ	直径約40cmの円板目標のおよび4枚羽根のついた投げ矢	日本ダーツ株式会社	昭和42年10月1日 岡山県告示第756号
2	ルガー P08	重量 840g、口径 9mm、全長 22cm（独乙軍用拳銃模型）	東京都台東区上野町6丁目4の7 丸郷商店	〃
3	シュノーケル	プラスチックとゴムで作られた長さ50cmぐらいの水中遊具で、下端を口にくわえ上端を水面上に出して水中にもぐり空気を出す仕掛けになっている。	不特定多数	昭和42年10月6日 岡山県告示第781号
4	ベレッタ	重量 500g、口径 9mm、全長 165mm（イタリヤ製拳銃模型）	埼玉県浦和市上木崎574 株式会社日本MG C協会	昭和44年7月1日 岡山県告示第531号

◎岡山県告示第三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
総社市下原字西浦山四八〇、四八七の一、四八七の二、四八八の一
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西浦山四八〇・四八七の一・四八七の二・四八八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
総社市秦字正木山四〇〇〇の一から四〇〇〇の一三まで、四〇〇〇の二〇から四〇〇〇の二五まで、四〇〇〇の三二から四〇〇〇の三四まで、四〇〇〇の三六から四〇〇〇の四一まで
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字正木山四〇〇〇の一・四〇〇〇の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
    - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年一月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

美作市右手字立木隠谷二五九九の一、二五九九の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

◎岡山県告示第三十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課において一般の縦覧に供する。

なお、昭和五十九年岡山県告示第五百十九号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区 域
岡山県岡山沿岸 北木島港海岸本 浦地区 (延長 1,131. 6m 方位 真 北)	<p>基点1から基点46までを順次結んだ線、基点46と補助点29を結んだ線、補助点29から補助点1を結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 岡山県笠岡市北木島町字南212番の国土地理院四等三角点「南」（北緯34° 22' 19" 9983, 東経133° 33' 02" 9191）から325° 28' 52.385" の方向～距離906.6299mの地点</p> <p>基点2 基点1から 5° 54' 39.538" の方向～距離 12.177m の地点</p> <p>基点3 基点2から251° 10' 21.517" の方向～距離 10.712m の地点</p> <p>基点4 基点3から342° 49' 21.946" の方向～距離 11.194m の地点</p> <p>基点5 基点4から353° 13' 21.564" の方向～距離 5.008m の地点</p> <p>基点6 基点5から296° 3' 11.110" の方向～距離 41.942m の地点</p> <p>基点7 基点6から249° 2' 32.040" の方向～距離 6.293m の地点</p> <p>基点8 基点7から200° 30' 53.314" の方向～距離 59.521m の地点</p> <p>基点9 基点8から174° 9' 37.467" の方向～距離 32.307m の地点</p> <p>基点10 基点9から 96° 43' 38.150" の方向～距離 3.073m の地点</p> <p>基点11 基点10から186° 51' 59.562" の方向～距離 5.169m の地点</p> <p>基点12 基点11から105° 4' 46.315" の方向～距離 30.251m の地点</p> <p>基点13 基点12から184° 8' 22.390" の方向～距離 43.443m の地点</p> <p>基点14 基点13から176° 32' 31.476" の方向～距離 1.177m の地点</p>

基点15 の地点	基点14から170° 4′	54.979″	の方向～距離	14.654m
基点16 の地点	基点15から186° 58′	41.575″	の方向～距離	15.927m
基点17 の地点	基点16から161° 38′	20.227″	の方向～距離	6.375m
基点18 の地点	基点17から61° 19′	14.532″	の方向～距離	21.456m
基点19 の地点	基点18から151° 36′	0.797″	の方向～距離	1.411m
基点20 の地点	基点19から181° 15′	15.077″	の方向～距離	26.955m
基点21 の地点	基点20から194° 37′	49.535″	の方向～距離	4.794m
基点22 の地点	基点21から181° 40′	14.120″	の方向～距離	7.409m
基点23 の地点	基点22から115° 57′	54.723″	の方向～距離	57.754m
基点24 の地点	基点23から173° 20′	23.515″	の方向～距離	9.967m
基点25 の地点	基点24から115° 18′	59.910″	の方向～距離	10.058m
基点26 の地点	基点25から25° 33′	12.374″	の方向～距離	7.574m
基点27 の地点	基点26から75° 57′	9.537″	の方向～距離	45.039m
基点28 の地点	基点27から149° 47′	50.480″	の方向～距離	24.918m
基点29 の地点	基点28から59° 27′	38.767″	の方向～距離	25.507m
基点30 の地点	基点29から137° 7′	50.269″	の方向～距離	262.660m
基点31 の地点	基点30から69° 43′	53.755″	の方向～距離	5.199m
基点32 の地点	基点31から137° 7′	55.811″	の方向～距離	1.083m
基点33 の地点	基点32から69° 43′	33.204″	の方向～距離	32.634m
基点34 の地点	基点33から78° 29′	10.576″	の方向～距離	20.345m
基点35 の地点	基点34から82° 44′	58.493″	の方向～距離	18.985m
基点36 の地点	基点35から87° 20′	14.923″	の方向～距離	5.554m
基点37 の地点	基点36から180° 37′	12.932″	の方向～距離	4.988m

基点38 の地点	基点37から	89° 30′	43.316″	の方向～距離	82.193m
基点39 の地点	基点38から	71° 7′	1.338″	の方向～距離	31.949m
基点40 の地点	基点39から	46° 27′	24.745″	の方向～距離	61.993m
基点41 の地点	基点40から	95° 17′	11.934″	の方向～距離	26.775m
基点42 の地点	基点41から	44° 12′	36.545″	の方向～距離	19.441m
基点43 の地点	基点42から	22° 49′	43.354″	の方向～距離	16.862m
基点44 の地点	基点43から	358° 23′	53.293″	の方向～距離	9.051m
基点45 の地点	基点44から	11° 41′	32.850″	の方向～距離	15.657m
基点46 の地点	基点45から	40° 6′	16.282″	の方向～距離	5.104m
補助点1 の地点	基点1から	274° 24′	49.106″	の方向～距離	4.119m
補助点2 の地点	基点3から	248° 18′	15.105″	の方向～距離	23.071m
補助点3 の地点	基点5から	231° 33′	40.916″	の方向～距離	25.650m
補助点4 の地点	基点7から	151° 20′	1.847″	の方向～距離	32.349m
補助点5 の地点	基点8から	104° 38′	31.661″	の方向～距離	24.610m
補助点6 の地点	基点10から	63° 48′	22.766″	の方向～距離	24.080m
補助点7 の地点	基点12から	54° 36′	30.111″	の方向～距離	27.227m
補助点8 の地点	基点13から	88° 35′	16.040″	の方向～距離	21.099m
補助点9 の地点	基点15から	88° 31′	44.348″	の方向～距離	21.230m
補助点10 の地点	基点18から	31° 34′	6.195″	の方向～距離	2.015m
補助点11 の地点	基点20から	45° 56′	17.401″	の方向～距離	40.207m
補助点12 の地点	基点22から	67° 26′	40.021″	の方向～距離	30.700m
補助点13 の地点	基点23から	24° 58′	55.141″	の方向～距離	23.003m

補助点14 の地点	基点26から 41° 36′	10.808″	の方向～距離	24.619m
補助点15 の地点	基点27から 35° 31′	10.851″	の方向～距離	21.465m
補助点16 の地点	基点28から 10° 16′	50.607″	の方向～距離	30.167m
補助点17 の地点	基点29から 344° 21′	41.740″	の方向～距離	23.560m
補助点18 の地点	基点29から 59° 27′	11.687″	の方向～距離	5.938m
補助点19 の地点	基点30から 325° 43′	49.842″	の方向～距離	257.147m
補助点20 の地点	基点33から 350° 59′	13.667″	の方向～距離	21.021m
補助点21 の地点	基点34から 350° 37′	12.542″	の方向～距離	21.015m
補助点22 の地点	基点35から 1° 33′	1.759″	の方向～距離	21.251m
補助点23 の地点	基点38から 351° 11′	34.548″	の方向～距離	25.890m
補助点24 の地点	基点39から 326° 13′	13.940″	の方向～距離	26.131m
補助点25 の地点	基点40から 340° 28′	20.316″	の方向～距離	28.172m
補助点26 の地点	基点41から 341° 14′	52.271″	の方向～距離	28.332m
補助点27 の地点	基点42から 312° 53′	15.343″	の方向～距離	25.188m
補助点28 の地点	基点44から 282° 31′	56.042″	の方向～距離	25.393m
補助点29 の地点	基点46から 280° 10′	3.914″	の方向～距離	28.335m

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

## ◎岡山県告示第三十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港湾隣接地域を次のとおり指定し、昭和四十年岡山県告示第七百九十五号（港湾隣接地域の指定）は、廃止する。

令和六年一月二十日

北木島港湾管理者 岡山 山 県  
代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 北木島港本浦地区

(延長 1,131.6m 方位 真北)

次の1線から10線までの各線と海面とによって囲まれた区域及び11線から47線までの各線と海面とによって囲まれた区域

1線 岡山県笠岡市北木島町宇南212番の国土地理院四等三角点「南」（北緯34° 22' 19" 9983, 東経133° 33' 02" 9191）（以下「基点」という。）から325° 28' 52.385" の方向に距離906.629mの地点より274° 24' 49.106" の方向に水際線まで引いた線

2線	1線起点から	5° 54'	39.538"	12.177mの地点まで引いた線
3線	2線終点から	251° 10'	21.517"	10.712m
4線	3線終点から	342° 49'	21.946"	11.194m
5線	4線終点から	353° 13'	21.564"	5.008m
6線	5線終点から	296° 3'	11.110"	41.942m
7線	6線終点から	249° 2'	32.040"	6.293m
8線	7線終点から	200° 30'	53.314"	59.521m
9線	8線終点から	174° 9'	37.467"	32.307m
10線	9線終点から	96° 43'	38.150"	の方向に水際線まで引いた線
11線	基点から319° 51' 52.218" の方向に907.919mの地点より6° 49' 20.999" の方向に水際線まで引いた線			
12線	11線起点から	105° 4'	46.315"	30.251mの地点まで引いた線
13線	12線終点から	184° 8'	22.390"	43.443m
14線	13線終点から	176° 32'	31.476"	1.177m
15線	14線終点から	170° 4'	54.979"	14.654m
16線	15線終点から	186° 58'	41.575"	15.927m
17線	16線終点から	161° 38'	20.227"	6.375m
18線	17線終点から	61° 19'	14.532"	21.456m
19線	18線終点から	151° 36'	0.797"	1.411m
20線	19線終点から	181° 15'	15.077"	26.955m
21線	20線終点から	194° 37'	49.535"	4.794m
22線	21線終点から	181° 40'	14.120"	7.409m
23線	22線終点から	115° 57'	54.723"	57.754m
24線	23線終点から	173° 20'	23.515"	9.967m
25線	24線終点から	115° 18'	59.910"	10.058m
26線	25線終点から	25° 33'	12.374"	7.574m
27線	26線終点から	75° 57'	9.537"	45.039m
28線	27線終点から	149° 47'	50.480"	24.918m
29線	28線終点から	59° 27'	38.767"	25.507m

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

30線	29線終点から	137° 7' 50.269"	262.660m	〃
31線	30線終点から	69° 43' 53.755"	5.199m	〃
32線	31線終点から	137° 7' 55.811"	1.083m	〃
33線	32線終点から	69° 43' 33.204"	32.634m	〃
34線	33線終点から	78° 29' 10.576"	20.345m	〃
35線	34線終点から	82° 44' 58.493"	18.985m	〃
36線	35線終点から	87° 20' 14.923"	5.554m	〃
37線	36線終点から	180° 37' 12.932"	4.988m	〃
38線	37線終点から	89° 30' 43.316"	82.193m	〃
39線	38線終点から	71° 7' 1.338"	31.949m	〃
40線	39線終点から	46° 27' 24.745"	61.993m	〃
41線	40線終点から	95° 17' 11.934"	26.775m	〃
42線	41線終点から	44° 12' 36.545"	19.441m	〃
43線	42線終点から	22° 49' 43.354"	16.862m	〃
44線	43線終点から	358° 23' 53.293"	9.051m	〃
45線	44線終点から	11° 41' 32.850"	15.657m	〃
46線	45線終点から	40° 6' 16.282"	5.104m	〃
47線	46線終点から	280° 9' 54.990"		〃

〃 の方向に水際線まで引いた線

〔四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（用排水施設整備 吉井川井堰地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（用排水施設整備 吉井川井堰地区）計画書
- 三 縦覧の期間  
令和六年一月三十日から同年二月二十日まで
- 四 縦覧の場所  
津山市役所

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

〔四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業及び地区名  
県営土地改良事業（用排水施設整備 粒江第2地区）
- 二 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業（用排水施設整備 粒江第2地区）計画書
- 三 縦覧の期間  
令和六年一月三十日から同年二月二十日まで
- 四 縦覧の場所  
倉敷市役所

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

〔四八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条第一項の規定により申請のあつた土地改良事業換地計画について、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

南山方（共同施行） 代表者 紙子 忍

二 地区名

南山方地区

三 縦覧に供する書類

換地計画書

四 縦覧の期間

令和六年一月三十日から同年二月二十日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

〔四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	総社市槇谷地内
測量の種類	公共測量（基準点測量等）
終了年月日	令和五年十二月二十二日

令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

〔五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市五名地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、UAVレザ測量及び路線測量）	測量の種類
令和五年十二月二十日	終了年月日

# 令和6年1月30日 岡山県公報 第12569号

〔五一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一〇七号 令和六年一月十一 日	浅口市金光町占見新田三五七番一	五・〇〇 五・〇一	三一・二五

〔五二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年一月三十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市穂崎字廻り山八五二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市中区長利一〇三―六

株式会社ハローファーマシー

代表取締役 兒山 智治

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月十一日岡山県指令建指第二九四号

◎岡山県選管告示第五号  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設として、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設を指定した旨報告があった。  
 令和六年一月三十日

岡山県選挙管理委員会  
 委員長 大林裕一

倉敷市万寿東憩の家	施設の名称	
倉敷市大島二六〇番地一	所在地	
社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団	施設の管理者	
集会室 五四・二七㎡	面積	施設の程度
四〇人	収容人員	
有	照明	
令和五年十二月一日	指定年月日	